

改正案	現行
<p>（扶養手当）            第十一条（略）</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については一万三千円、同項第二号から第五号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万千円）とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>2 第十一条の二（略）</p> <p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第一項</p>	<p>（扶養手当）            第十一条（略）</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については一万三千円、同項第二号から第五号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については一人につき六千円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつては、そのうち一人については六千五百円、職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち一人については一万千円）とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>2 第十一条の二（略）</p> <p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第一項</p>

第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（勤勉手当）

第十九条の七（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額合計額を加算した額に百分の七十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十七・五）を乗じて得た額の総額

第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（勤勉手当）

第十九条の七（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額合計額を加算した額に百分の七十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）を乗じて得た額の総額

3  
5  
(略)

3  
5  
(略)

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の十において同じ。））、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除いた全額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の十において同じ。））、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除いた全額とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 専門スタッフ職俸給表（別表第十）</p> <p>十一 指定職俸給表（別表第十一）</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 指定職俸給表（別表第十）</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第八条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 前項の規定により職員（専門スタッフ職俸給表の適</p>	<p>第八条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給</p>

用を受ける職員でその職務の級が三級であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を四号俸(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとし、人事院規則で定める職員の級があつては三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつては一号俸)とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 五十五歳(人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号俸(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては三号俸、」とあるのは、「二号俸(」とする。

8 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものの第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

9) 12 (略)

第八条の二 再任用職員で国家公務員法第八十一条の五

させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を四号俸(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員の級があつては、三号俸)とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 五十五歳(人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号俸(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては、三号俸)」とあるのは、「二号俸」とする。

8) 11 (略)

第八条の二 再任用職員で国家公務員法第八十一条の五

第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六条の二及び前条第十二項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（専門スタッフ職調整手当）

第十条の四 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものが極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして人事院規則で定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

2 専門スタッフ職調整手当の月額は、俸給月額に百分の十を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（地域手当）

第十一条の三 （略）

2 地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 一、六 （略）

第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六条の二及び前条第十一項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（地域手当）

第十一条の三 （略）

2 地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 一、六 （略）

第十一条の四 その設置に特別の事情がある大規模な空  
港の区域であつて、当該区域内における民間の事業所  
の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特  
別の事情があると認められるものとして人事院規則で  
定めるものに在勤する職員には、前条の規定によりこ  
の条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合  
による地域手当を支給される場合を除き、前条の規定  
にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッ  
フ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十  
五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じ  
て得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の六 第十一条の三第一項の人事院規則で定め  
る地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める  
官署（以下「地域手当支給官署」という。）が特別の  
法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の  
事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）  
をした場合において、当該移転の直後の官署の所在す  
る地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条  
第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の  
前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地  
域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をい  
う。）以下「移転前の支給割合」という。）に達しない  
こととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在す  
る地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定め  
る地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、  
当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下  
「特別移転官署」という。）に在勤する職員（人事院  
規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定によ  
り当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給  
割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間

第十一条の四 その設置に特別の事情がある大規模な空  
港の区域であつて、当該区域内における民間の事業所  
の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特  
別の事情があると認められるものとして人事院規則で  
定めるものに在勤する職員には、前条の規定によりこ  
の条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合  
による地域手当を支給される場合を除き、前条の規定  
にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当  
の月額合計額に百分の十五を超えない範囲内で人事  
院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支  
給する。

第十一条の六 第十一条の三第一項の人事院規則で定め  
る地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める  
官署（以下「地域手当支給官署」という。）が特別の  
法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の  
事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）  
をした場合において、当該移転の直後の官署の所在す  
る地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条  
第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の  
前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地  
域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をい  
う。）以下「移転前の支給割合」という。）に達しない  
こととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在す  
る地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定め  
る地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、  
当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下  
「特別移転官署」という。）に在勤する職員（人事院  
規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定によ  
り当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給  
割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間

を除き、前三条の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる特別移転官署の区分に応じ当該各号に定める割合で人事院規則で定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一・二 (略)

2 新たに設置された官署で特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員(人事院規則で定める職員を除く。)には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上、前二条の規定による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に前項各号の規定に準じて人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

3 (略)

第十一条の七 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第一項の人事院規則で定める空港の区域に在勤する職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合)として人事院規則で定める

を除き、前三条の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる特別移転官署の区分に応じ当該各号に定める割合で人事院規則で定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一・二 (略)

2 新たに設置された官署で特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員(人事院規則で定める職員を除く。)には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上、前二条の規定による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に前項各号の規定に準じて人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

3 (略)

第十一条の七 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第一項の人事院規則で定める空港の区域に在勤する職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合)として人事院規則で定める



場合に限る。において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一條の四の人事院規則で定める割合をい、人事院規則で定める場合）は、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前二条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条までの規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員

場合に限る。において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一條の四の人事院規則で定める割合をい、人事院規則で定める場合）は、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前二条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条までの規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年

が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に對する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一・二 (略)

2

前条第一項若しくは第二項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（これらの規定の人事院規則で定める職員を除く。）若しくは同条第三項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（移転職員等及び同項後段の人事院規則で定める職員に限る。）がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合）又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。が当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による当該異動等の日の地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前二条又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異

を經過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に對する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一・二 (略)

2

前条第一項若しくは第二項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（これらの規定の人事院規則で定める職員を除く。）若しくは同条第三項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（移転職員等及び同項後段の人事院規則で定める職員に限る。）がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合）又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。が当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による当該異動等の日の地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前二条又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異

動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条まで又は前項若しくは次の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、「俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

3

一・二 (略)

(広域異動手当)

第十一条の八 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と官署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも六十キロメートル以上であるとき（当該住居と

動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条まで又は前項若しくは次の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、「俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

3

一・二 (略)

(広域異動手当)

第十一条の八 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と官署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも六十キロメートル以上であるとき（当該住居と

官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他該異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)  
2 (略)  
5 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第十九条の三 第十条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のうち管理若しくは監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事院規則で定める職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの（以下「特定管理職員」という。）又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2・3 (略)

官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額額の合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他該異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)  
2 (略)  
5 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第十九条の三 第十条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事院規則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2・3 (略)

(期末手当)

第十九条の四 (略)

2・3 (略)

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額(人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

(勤勉手当)

(期末手当)

第十九条の四 (略)

2・3 (略)

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額(人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

(勤勉手当)



○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（週休日及び勤務時間の割振り）            第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 各省各庁の長は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員（これに類する職員を含む。）又は同法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員で人事院規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>（介護休暇）            第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p>	<p>（週休日及び勤務時間の割振り）            第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 各省各庁の長は、試験研究に関する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>（介護休暇）            第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十五条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p>

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第四条関係）

改正案

（給与に関する特例）

2 第六条（略）  
 2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	330,000
2	367,000
3	396,000

3 3 6（略）

2 第七条（給与法の適用除外等）

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」と、

現行

（給与に関する特例）

2 第六条（略）  
 2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	329,000
2	367,000
3	396,000

3 3 6（略）

2 第七条（給与法の適用除外等）

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、



「とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、給与法第二十條中「第六條」とあるのは「百分の百八十」と、給与法第六條」と、給与法第二十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六條」とする。

「とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、給与法第二十條中「第六條」とあるのは「任期付研究員法第六條」と、給与法第二十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六條」とする。

改正案	現行
<p>（給与法の適用除外等） 第八条（略） 2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。</p>	<p>（給与法の適用除外等） 第八条（略） 2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。</p>

改正案	現行
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 指定職の職務 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第十号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員職務及び各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいう。</p> <p>四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(航空賃及び車賃)</p> <p>第三十四条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</p> <p>一 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第十号に規定する指定職俸給表の適用を受けるものうち同表の六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの（同表の七号俸又は六号俸の俸給月額に協議して定めるものに限る。以下この号において「特定指定職在職者」という。）及び指定職の職務にある者であつて同表の適用を受けな</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 指定職の職務 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第十号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員職務及び各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいう。</p> <p>四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(航空賃及び車賃)</p> <p>第三十四条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</p> <p>一 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第十号に規定する指定職俸給表の適用を受けるものうち同表の六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの（同表の七号俸又は六号俸の俸給月額に協議して定めるものに限る。以下この号において「特定指定職在職者」という。）及び指定職の職務にある者であつて同表の適用を受けな</p>

2

二  
略 〃  
四  
略

いもののうち各庁の長が財務大臣に協議して定め  
る特定指定職在職者に相当するものについては、最  
上級の運賃

2

二  
略 〃  
四  
略

ものうち各庁の長が財務大臣に協議して定める  
特定指定職在職者に相当するものについては、最  
上級の運賃

改正案	現行
<p>（平均給与額）            第四条（略）            2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特勤勤務手当（同法第十四條の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。</p> <p>3            5            （略）</p>	<p>（平均給与額）            第四条（略）            2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特勤勤務手当（同法第十四條の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。</p> <p>3            5            （略）</p>

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（附則第八条関係）

改正案

<p>第十九条の四 第四項</p>		<p>(略)</p>	<p>第八項 第十二</p>	<p>とする</p>	<p>第八項 第六項 及び 第八項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>決定する</p>	<p>(略)</p>	<p>(育児短時間勤務職員についての給与法の特例) 第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>専門スタッフ職調整手当の月額</p>		<p>(略)</p>	<p>に、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>俸給の月額を算出率で除して得た額</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>決定する</p>	<p>(略)</p>	<p>(育児短時間勤務職員についての給与法の特例) 第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

現行

<p>第十九条の四 第四項</p>		<p>(略)</p>	<p>第八項 第十一</p>	<p>とする</p>	<p>第八項 第三項 、第四 項及び 第六項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>決定する</p>	<p>(略)</p>	<p>(育児短時間勤務職員についての給与法の特例) 第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>俸給の月額を算出率で除して得た額</p>		<p>(略)</p>	<p>に、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に應じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>俸給の月額を算出率で除して得た額</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>決定する</p>	<p>(略)</p>	<p>(育児短時間勤務職員についての給与法の特例) 第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

第八條、第三項、第四項、第六項及び第八項	(略)	決定する	(略)	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	(略)
<p>第二十四條 (任期付短時間勤務職員についての給与法の特例)          規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>					
(略)	第十九條の四、第五項及び第十九條の第七項	俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額	ツフ職調整手当	(略)	俸給の月額
(略)	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額及び専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額	を算出率で除して得た額	(略)	俸給の月額を算出率で除して得た額

第八條、第三項、第四項及び第六項	(略)	決定する	(略)	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	(略)
<p>第二十四條 (任期付短時間勤務職員についての給与法の特例)          規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>					
(略)	第十九條の四、第五項及び第十九條の第七項	俸給の月額		(略)	俸給の月額
(略)		俸給の月額を算出率で除して得た額		(略)	俸給の月額を算出率で除して得た額





改正案	現行
<p>(定義等)            第二条 (略)</p> <p>2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの（ト又はチに掲げるものについては、一般職給与法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。）</p> <p>イ〜ワ (略)</p> <p>カ 一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>ヨ 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>一の二〜五 (略)</p> <p>3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>一 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>一の二〜四 (略)</p> <p>4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>一 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>一の二〜三 (略)</p>	<p>(定義等)            第二条 (略)</p> <p>2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの（ト又はチに掲げるものについては、一般職給与法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。）</p> <p>イ〜ワ (略)</p> <p>カ 一般職給与法別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>一の二〜五 (略)</p> <p>3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>一 一般職給与法別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>一の二〜四 (略)</p> <p>4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>一 一般職給与法別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員</p> <p>一の二〜三 (略)</p>

5  
5  
7  
(略)

5  
5  
7  
(略)

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（附則第十条関係）

改正案	現行
<p>（就職禁止事由） 第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員 イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員（二に掲げる者を除く。） ロ 二 略 四 十八 略</p> <p>2 略</p>	<p>（就職禁止事由） 第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員 イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員（二に掲げる者を除く。） ロ 二 略 四 十八 略</p> <p>2 略</p>